

重なる財源であるということで、ぜひとも御理解をいただきたい、このように考えております。

○青木委員 ぜひとも御理解をいただきたいを連呼されておりますけれども、やはり時代に合わせ、今EVも出てくるわけですよ。自動車というものの、CASEと言われればいいけれども、所有から共有、シェアリングにも変わっていく。これに合わせて税制も変えていかなければいけません。やはり、女性が車を運転する率、これだけ女性有業者が使っているという、税制負担にも出てきているわけですから、ぜひそれに合わせた議論というのをしていくべきだと申し上げさせていただきます。

そして、もう一つ、これもちょっと私懸念しているんですけども、今、日経新聞を始めとしたこの自動車関連税制の報道の中で、走行距離課税というプランが出てきております。

これは十一月二十八日付の日経の朝刊ですけれども、政府・与党はEVやカーシェアの普及を踏まえ、二〇二〇年度以降に自動車関連税制の税体系を抜本的に見直す、走行距離に応じた課税する仕組みをつくるというふうに報道されております。恐らく、来週の十二日ぐらいと私も伺っておりますが、自民、公明両党の税制調査会が税制改正大綱をまとめられると思います。その中に、政府・与党はこの税制改正大綱を受けて新たな税制の検討を始める、環境性能を目安に走行距離や車の重量に対応して課税する税体系にする案が有力だということに報道されております。

私は、この走行距離課税というのは非常に懸念を持っておりまして、東京で車を使う方というのは大体週末です。月金で激しく仕事をし、土日に箱根に行ったりとか、大体年間五千キロぐらい、非常に短い距離を走られます。福井県や富山県はどうかという、毎日毎日、通勤で四、五十キロ、そして百キロぐらい走る方もいます。月曜日から日曜日まで週七日間フルに車を使っているんですね。私も、都市部から地方部に持っている車というものは、私の車も年二万キロ走っております。

ます。

です。やはり東京と地方の距離差というのは、使用距離、走行距離課税になると、大体四倍ぐらい、福井県は東京よりも重くなってしまふ、富山県も重くなってしまふですね。

だから、このまま走行距離課税に移行するということでは、まさに地方に更に重課をしていく。例えば、東京は〇・四台、福井県は一・七三台なわけですよ。これが、今でも四倍差があるのに、更に、走行距離課税に変えちゃったら、地方は四倍走るわけですから、十六倍ですよ、税の負担は。これはフランスみたいになってしまふと思えますよ。燃料課税、きのうフランスは六月延期することを発表しました。激しいデモが起きて、マクロンさん、やはり政権を安定させなきゃいけないということ、きのう延期を発表した。

自動車に関連する、燃料に関連する税制というのは、地方にとっては命綱ですから、走行距離課税にしたら十六倍も開くなんてなったら、地方の反乱が絶対起きますよ。

こういった走行距離課税体系なんということ、今、政府・与党内で検討されているということに盛んに報道されていますけれども、経産大臣として総務省、どう受けとめていらっしゃるのか。どう検討されているのか。

○世耕国務大臣 走行距離に応じた課税については、私も報道で承知をしているわけでありまして、ただ、それを表現するに当たっては、走行距離とか課金額を正確に計測するためのインフラをどう整備するかとか、あるいは、個人の移動情報が全部国に、税当局に出てくるということになるわけですから、プライバシーの保護をどうするかとか、さまざまな問題があります。

また、具体的に、では走行距離で課税とした場合に、制度の設計によってこの負担のあり方は変わるわけですから、ちょっと一概に評価は難しいですけれども、単純に本当に走行距離に基づいて課税をするとなつた場合は、今御指摘のとおり、地方の負担が東京のような都市部よりも格段

に重くなる可能性があるということには十分留意しておく必要があるというふうに思います。

○福間政府参考人 お答え申し上げます。走行距離課税について、一部の新聞等で報道がなされたことは承知しておりますが、総務省におきまして、走行距離課税について具体的に検討しているものではございません。

なお、一般論で申し上げれば、今後、走行距離課税について検討がなされる場合については、委員御指摘のような課題も含めて、さまざまな課題について検討が必要となるものと考えております。

○青木委員 私、徴税の仕組みも、走行距離課税というのは難しいと思います。今財務省が所管されている自動車重量税、これは、二年に一回の車検のときに重量税を納めている。ただ、走行距離課税というのは……(発言する者あり)与党からのものですか、御声援いただいてありがとうございます。走行距離課税というのは、二年に一回、車検のときに取るとなつたら、どうやって集めるんですか。

メーターで多分計算するしかないと思うんですけども、それこそメーターの巻き戻し、改ざんを誘発してしまつたり、若しくは、多走行車、二万キロ、三万キロ走る人ほど、要するに過走行車ほど車検逃れをしよう、車検証を偽造してでもいから、ともかく、いつばい走つた車は車検を受けたくないわけですから、そのときいつばい取られてしまふ。そういった不整備車が道路を走ることを誘発することになりませんか。そのあたり、経産省さんの御所見を伺えれば。

○世耕国務大臣 とまかく、これはまだ報道レベルの話でありますから。ただ、今おっしゃるような問題点、どうやって走行距離をしっかりと正確に把握をするのかという問題は課題としてあるんだらうというふうに思っております。

○青木委員 もう時間が来てしまつて、産業論に行けなかつたのは残念ですけれども、今、与党の一部からも御声援いただきましたけれども、野党

としても税はやはり与党任せにはせず、先ほどの女性有業率と税負担の関係というのは非常に明らかですので、地域活性化のために、女性の就業支援のためにどういった税がいたのかというのはいずれからも御提言させていただきますので、ぜひ真摯な議論をお願い申し上げます。御質問を終わらせていただきます。

○赤羽委員長 次に、田嶋要さん。

○田嶋委員 無所属の会、田嶋要でございます。きょうは世耕大臣に聞く質問数が余りなくなつてしまつて。しかし、緩まずに緊張感を持ってちよつと聞いてほしいんですよ、これで、毎日いろいろな新しいニュースが飛び交つていまして、産業革新投資機構、記事が結構でかいので、慌てて大臣が給料を返して、何が起きているのかなと逆に興味津々で、ちよつと調べなきゃいけないと思つておるんですけども。きょうは、ちよつと急ぎ案件が二件ありまして、きょうしかチャンスがないので、質問させていただきます。

国土交通省、お越しですが、きょうも私はエネルギーに関してですが、再生可能エネルギー、主軸と位置づけて、これから本当に頑張っていくべきじゃないんですけれども、きょうは、まず建築、住宅に関する省エネの問題を取り上げたいと思います。なぜならば、きのうかおとといに何か大事な会議があつて、方向性が固まりつつある。世耕大臣もこれは人ごとではございませんので、中小企業庁を始め工務店さん、リフォーム産業、大変関係がありますので、非常にまずい状況にあるという危機感をぜひ共有していただきたいと私は思っております。

まず国交省にお尋ねしますけれども、平成二十六年の四月に閣議決定が行われました。断熱の義務化でございます。これはどういった内容だったか、そして、それを受けて、今日までの義務化の現状ということをお尋ねします。

○小林政府参考人 お答えいたします。

省エネ基準への適合義務化については、エネルギー基本計画などにおいて規制の必要性や程度、バランスなどを十分に勘案しながら……(田嶋委員「もうちょっと声を大きくお願いします」と呼ぶ)はい。規制の必要性や程度、バランスなどを十分に勘案しながら、二〇二〇年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネ基準への適合を義務化することとされています。これを踏まえ、二〇一七年四月から、建築物省エネ法により、住宅以外の大規模な建築物の新築などに際して省エネ基準への適合を義務化したところです。

この省エネ基準への適合義務化の対象拡大を含む住宅・建築物の省エネルギー対策のさらなる強化については、本年九月より、社会資本整備審議会建築分科会、建築環境部会において審議をいただいております。今後、報告案についてパブリックコメントを実施することとしており、パブリックコメントで出された御意見に関する検討などを行った後、来年一月中に取りまとめを予定しているところでございます。

国土交通省といたしましては、取りまとめられた社会資本整備審議会の答申の内容を踏まえまして、具体的な検討を進めていくこととしております。

以上でございます。

○田嶋委員 まだ決着していないということで、これからパブコメでございまして、私としては年内ラストチャンスと思っております。よろしくお尋ねします。

改めて申し上げますけれども、この建築分野、住宅分野の断熱のなき、省エネのなきは日本の中で特筆すべき分野なんです。

前回、平成二十七年六月三日に国土交通委員会に出張して質問もさせていただきました。当時は太田大臣でございまして、きのうびっくりしたんだけれども、太田大臣のもとでやっていた人、ほとんど人事異動しちゃっているんですよ。だから、これも役所の世界の問題だと思いま

すよ。誰もそのときの議会の議論の熱が共有できていない。だから、また新しい顔ぶれでいろいろやっているんだけれども、結局、何かこうお役所仕事で終わっちゃっているのかなという感じがするんですよ。

そのときも私申し上げさせていただいたけれども、再エネ以上に省エネが大事なんです。日本は資源を海外から輸入しているんだから。極力輸入しない国になつていかなきゃいけない、それが日本の国益だし、日本を強くする源でしょう。なのに、特に、四部門か何かある中で、建築、住宅の分野は全然だめなんです。これ。経産省じゃないから少し世耕大臣はほっとしているかもしれないけれども、これは本場にひどい状況。世界中でこういうことの義務化ができていない先進国なんて余りないんですよ。それを一番わかっているのは国交省でしょう。

で、私が非常に危機感を感じるのには、その部会か何かでやって、今度は来年の一月まで。これは与党の先生もぜひ危機感を共有させていただきたいと思うんですね、またここを外したらもうどうぞんおくれますから。今、私の表現では三周おくれなんです。ここを外したら五周おくれ。もう話にならない。今そういう状況にあるんですね。資料をお配りしておりますので、ごらんください。①の資料、これは国交省が出してきた資料で、これはたしかその部会か何かで配っているんですか。

きのう私、議連をやらせていただいたので、議連でもプロの方が来て同じことを言っていました。これは議会で議事録を残していただきたいんですよ。ここが、建築物とは言わない、住宅ですから、つまり一軒一軒の家です。一軒一軒の家、新築。その、百二十平米は結構でかいですけども、要するに、開口部、一番下のちっちゃな字で恐縮ですが、開口部、アルミサッシ、単板ガラスと書いてある。

つまり、このペーパーのスタートは何と比較し

ているかというと、単板ガラス、つまりペアガラスじゃない、ペアガラスじゃないガラスの家と比較しているというスタートラインですよ。皆さん、それで、回収期間が三十五年だということに

なっているんですよ。

次の資料をごらんいただきたいと思えます。大

巨もぜひ一緒に見てください。

この②の資料の一番下なんですけれども、じゃ、世の中で、私も直観的にそう感じますよ、もう今ペアガラスって標準化されていませんか。新しくこれから家を建てるときに、今さらシングルガラスで建てる人って余り聞かないような気がするんですよ。

一番下の戸数比率を見てください。平成二十九年、直近データで、九七・三％はこの一番太い線

ですけれども、何て書いていますかね。複層。複層という意味はペアガラスという意味です。つまり、もうペアガラスで建てるのが世の中の当たり前前になつていまして、それがこの二枚目の資料ですね。

ところが、この間開かれた部会では、そうじゃない前提に立つて物を比較している。そもそもそこがおかしいじゃないですか。何でそんなことをやっているんですか。

○小林政府参考人 お答えをいたします。

ただいま御指摘をいただいた試算につきまして、これまで、国土交通省に設置をしております住宅・建築物のエネルギー消費性能の実態等に関する研究会において、一定のモデルのもとで試算をしたものでございます。この試算におきまして、省エネ基準に不適合な住宅の仕様につきまして、現行の省エネ基準の前の基準である平成四年に定められた基準の設定時に、外気への熱の損失量に関する性能値を設定した際にモデルとして想定した仕様をそのまま使用したものでござい

ます。

この試算につきまして、省エネ基準に不適合な住宅の仕様として、より実態に即したものを想定

して行うことが必要ではないかという御指摘だと思っておりますので、この点につきましては、今月から来月にかけて実施する予定の建築環境部会の報告案のパブリックコメントにおいて提出いただいた意見とあわせて、部会において議論をさせていただきたいと思っております。

○田嶋委員 今おっしゃっているのは、要するに、現実には即した、実態に即したモデルでやらないということをおっしゃっているんですか。

だから、ちよつと改善します、きのうの、私が主催した議連を踏まえて、ちよつとまずかつたから改善します、そういうことを言っているんですよ。

○小林政府参考人 ペアガラスのシェアが多いことは事実でございますが、シングルガラスのシェアも七％あるということでございまして、幾つかの複数のモデルを比較して検討したいということとでございます。

○田嶋委員 まあ、そういうことを言い出したら何でもそうなんですけれども。

次の三ページの資料をごらんください。これはきのうの議連で配っていない資料です。その後、専門家の方とお話もさせていただいて、きょうの委員会でも使うために、一番わかりやすいエッセンスをもう一回整理してくれと要請しまして、きのうの夜つくっていただきました。

上が、国土交通省が世間に、世の中に、そして専門家のきのうの、おとこの会議に提示した表なんです。そのエッセンスですね。下が、先ほど言ったペアガラスを前提にしようなのということをやった表でございます。

ちよつとこれは一見するとわかりにくいので私が解説しますけれども、まず見ていただきたいのは、空調の燃費のところですが、二万五千円だったはずが一万四千円になつていまして、それはペアガラスになればもう断熱性が上がるんだから、当然年間のコストは下がるというの、そういうことですね。コストというのは電気代とかのコストで

すね。

しかし、片方で、ペアガラスをやっているのが今の標準なんだから、そこから追加でどれだけの断熱に金をかけるか。初期投資ですよ、新築の家を建てる時に。皆さんの想定は八十七万円ですよ、追加コスト、その右側ですけど。しかし実際には、そんなことはもうほとんどありませんと言っているのが世の中のプロの声なんです。きのうもそう言っていましたよ。そうじゃなくて、二十九万円しかかからないよ、だってもう家じゅうの窓はペアガラスになっているんだから。

そうすると、大事なことは、皆さんがつくったモデルだと三十四年、五年の回収率で、要するに可処分所得が減るといふ結論なんです。つまり、投資するインセンティブはないということなんです。そうでしょう。だけれども、大きく違うんですよ、これは真逆の結論なんだから。

ローンを組んで、普通、家を建てるじゃないですか。つまり、毎月の出費よりも、節約があるから四千二百三十円、わずかかどうかはわかりませんが、断熱をしっかりとやったら方がライフロングで見るときに浮くんですよ、お金が。今の標準からいって、余分な追加コストにならないという結論なんです。

皆さんの結論は、まだまだ余分な追加コストになるからなかなか義務化できないという結論でしょう。たつた一個のモデルじゃありませんよ。これは結論を真逆に持っていく意図的な動きだと私は思いますよ。何でそういうことをやるんですか、国交省は、おかしいでしょう。

今でさえ三周おくれなんです、この国は。変えなきゃいけないでしょう、それは、その熱を、当時の役人はみんな異動しちゃっているんだから、だから頼みますよ。こんなことをやっていたら本当に恥ずかしいよ、世界で。こういう、結論を真逆に持っていくような仮定をなぜ使っているのか、教えてください。

○小林政府参考人 先ほど申し上げましたよう

に、平成四年の省エネ基準の設定で使ったモデルをそのまま今回用いたわけですが、それで、たゞいま御指摘もいただきましたので、実態に即したモデルもあわせて、次回の建築環境部会で審議をしていただきたいと思っております。

○田嶋委員 要は、実態に即していないモデルを使っていますということですね。だから、これから実態に即したモデルを使います、今そういう答弁をいただいたと思います。これからがらうと変わるはずですよ、これから一月、二月にかけて、十二月、一月、結論を逆にしてください。

こういうふうな、ごまかしのようないざな、なぜ国民を欺くようなこういうベースで議論を誘導しようとするんですか。本当に腹立たしい。経産省にもお尋ねしますけれども、今のようにおわかりいただけかと思うんですが、大臣、おわかりいただけましたか。割とシンプルな話ですよ。

要するに、初期投資と全体でのどうかというところの比較ですね。だから、大規模の非住宅だけの今の適合義務化でしょう。それを小規模の住宅まで持っていくことも、一般の人たちに負担がないということなんです。だって、今の平均がもう相当高いところまで来ているから、追加で断熱を強化しても、それによる電気代の節約の方が大きいということですよ。

しかも、お金が一对一の関係にないんですよ。断熱でやれば、そこは地域のリフォーム工務店さんにお金が落ちるんです。全部地域で循環するんですよ。だけれども、断熱をけちって毎月の電気代をふやせば、どこにお金が行くんですか。どこにお金が行くんですか。よく言う話で、海外に行くんですよ、化石資源とかの輸入で、全く違う構造になるといふことをもう私たちは知っているじゃないですか。

だから、地域循環型のためにも、ドイツもこれに力を入れてやってきているわけですよ。そのドイツやシンガポールから比べたら、はるかに我々はおくれています。もう一回おくれるよう

なことは絶対許しませんよ。

あの国土交通大臣に私も念を押して、あのときも、本当にまずい、三年前はもう仕方がなかったから、ぎりぎりの質問で。だけれども、これから三年間、二〇二〇年までの間、絶対にそれをおくらせないように、業界の説得、地域への説明会、そして工務店さんたちのスキルアップも含めて、国土交通省が必死になつてやらなきゃだめなんです。こういうところをやる、また今回も見送り、また見送り、そんなことをやっていたら世界に対して恥です。ぜひお願いします。

経産省、ぜひこの点、これは国交省だけじゃもうだめですよ。国交省だけじゃだめ。中小工務店を担っているのは中小企業庁ですから。

ぜひこれ、すごいビジネスチャンスになるんですよ。「未来の年表」、二〇三三年、三軒に一軒が空き家と言っていますよ。新築をつくる時代は終わってきているんですよ。まことに残念かもしれないけれども、新築着工件数なんかで日本の未来をはかっていたって仕方がない。今持っている資産をよりよくして、みんな大事に使っていくという時代になつてきているじゃないですか。リフォーム産業は伸びますよ。ドイツなんかははるかにでかいんだ。そういうことをやってほしいんです。

経産省から一言、一言、一緒にやるんだから、覚悟のコメントをお願いします。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のように、エネルギーミックスをまじり実現していく上でも、徹底した省エネの推進は極めて重要でございます。

その中で、エネルギー消費の三分の一を住宅・建築物分野が占めてございますので、その中でも住宅の断熱性能の向上は必須の取組だというふうな考えでございます。

新築住宅の基準適合義務については、今、国交省において、実態と実効性ということを踏まえながら御検討いただいていると存じますけれども、

一般論で申し上げれば、断熱性能にすぐれた高付加価値な建材の普及、これが進むことになりますれば、省エネ住宅、リフォーム関連産業、こういったものの活性化が促され、地域産業を含めまして、市場拡大の牽引力ともなるというふうにも考えてございます。

経産省といたしましては、国交省と連携しまして、次世代の省エネ建材等の導入支援を行っております。同時に、省エネ法のトップランナー制度を通じて、建材の断熱性能に高い目標を設定し、さらなる高性能化と導入促進を図っているところでございます。

今後引き続きまして、エネルギーミックスの確実な実現を図る、目指していくとともに、規制、支援両面で関連産業の拡大も図ってまいりたいと考えてございます。

○田嶋委員 遠慮があるかもしれないけれども、建築とか住宅の話になると。ぜひお願いします。これは、中小企業、地域の地場産業にとつてこれから大きなビジネスチャンスですから。それを日本はみすみす逃しているんですよ、そういうことです。ぜひ、国交省だけに任せていたら動かないから。ぜひ、これから一月、二月が正念場ですから、お願いします。

前回、三年前に、太田大臣と同時に北川副大臣にも質問して、北川さんからもこういうような御答弁があります。規制による費用の負担と効果のバランスをとることが大事だということですね。だから、今も証明したように、世の中のわかつている人の説明であれば、国交省じゃないですよ、世の中のわかつている人の数字であれば、費用とメリットのバランスはとれているんですよ。負担なしでやれるということですよ、実質上、ローンを組めば。そういうことを強調いたしますので、ぜひ結論を逆にしてください。お願いします。次に、もう一つのこれは喫緊のテーマですが、メガソーラーですね、メガソーラー。

私は再生エネルギー一〇〇%の社会を目指して  
いますけれども、悪いものは悪い。悪いものは悪  
い。だから、とんでもない話が全国で広がって  
いるのは、もう与党の先生も野党の先生も聞いて  
らっしゃると思いますね。これ、早く手を打ちま  
しょう。

で、打つ方法をいろいろ考えたんですが、法律  
改正を考えると何年もかかっちゃう心配があるの  
で、今、わかっている自治体は動いていますよ  
ね。わかっている自治体は動いている。だけれど  
も、やはり国が少し動いた方が私はいいと思っ  
ていますよ。

そこで、まずお尋ねしますけれども、環境省が  
メガソーラーへの環境アセスの適用に関してやっ  
ていますね。どういう状況かということをお簡単  
に  
言ってください。

○和田政府参考人 お答え申し上げます。  
太陽光発電につきましては、再生可能エネル  
ギーとして、温暖化対策の観点からその普及拡大  
を図っているところでございます。

近年、森林伐採を伴う大規模な太陽光発電事業  
が増加しております。土砂流出、景観、希少動  
植物への影響といった懸念から、全国的に課題と  
なる事案が発生している、このように承知してご  
ざいます。

これを受けまして、環境省といたしましては、  
本年八月に有識者による検討会を立ち上げまし  
て、太陽光発電事業を環境影響評価法の対象事業  
とすることに検討を開始したところでござ  
います。

検討会におきましては、大規模な太陽光発電事  
業は環境影響評価法の対象事業にすべきという御  
意見を既にいただいているところでございま  
し、今年度中に報告書を取りまとめまして、環境  
省としては、検討会の報告書を踏まえ、必要とな  
る措置を速やかに実施してまいりたいと考えてい  
るところでございます。

○田嶋委員 いい動きだと思えます。遅いけれど  
もね。しかし、アセスはとめるためのものではな  
い

いと承知しておりますので、なかなかまずいケ  
ー  
スとまらなないと私は思うんですよ。もつとスト  
リートにとめる方法を考えなきゃいけないと思  
います。

そこで、私の結論を申し上げますと、世耕大臣も聞  
いてください。これは、もうメガソーラーの時代  
は、もうかなりできてきて、そして、私は、いろ  
いろな形のソーラー発電があるんだから、自然を  
破壊しながら自然エネルギーなんというのはナン  
センスですよ。もうそういうことはやめるべき。  
私の意見は、一本でも木を切るものはやらせな  
い、そういう気持ちですよ。ただ、それは極端だ  
から、もう少し現実的な提案をいたします。それ  
は資料の4です。

林野庁にきょうお越しをいただいています。  
過去に林野庁長官がこういう紙を出しているん  
ですよ、こういう通達というんですか、運用細則  
を、開発、いわゆる森林法に基づく林地の開発を  
するときに、こういう基準で許可するよという運  
用細則について出しています。

その一番下に書いてある、運用基準第二の一  
関係事項ですけども、要は、ゴルフ場やスキー  
場が広がってきたときに、環境破壊だ、心配だと  
いったときに、土砂をどれだけ動かすかというこ  
とで上限規制を設けているんですよ。切土量、一  
ヘクタール当たり一千立米とか、それから、盛  
土、ゴルフ場の十八ホール当たりおおむね二百万  
立米とか、そういうのがあるんですよ。これが資  
料の4であります。

しかし、残念ながら、これだけ地域で問題に  
なっているのに、メガソーラーという表現は  
どこにもないんですよ。メガソーラーという言葉  
がありません。

それからもう一つは、次の資料の5です。今は  
土砂の移動量による規制であります。5の資料  
の一番下、表四というところ、私が丸をつけてい  
ますけれども、これは何かということ、森林面積を  
どのぐらい残すかということなんですよ。それは  
そうですね。ゴルフ場、スキー場、いっぱい木

を切る、切るけれども緑も残す、そのバランスで  
すね。そのところを書いている。

重要なのが次の資料です。資料6と7にその表  
四というのがありまして、もう事細かに書いてい  
るんですよ。当然これは法律事項ではありません  
から、林野庁から各都道府県知事に向かって発出  
される。こういうのがある地域は安心して動け  
るんですよ。

私が申し上げている意識の高い自治体は率先し  
て動いたけれども、逆に、例えば静岡県伊東  
市、今度行きますけれども、何か間に合っていない  
可能性もあって、非常に今揺れているわけであ  
り、訴訟になっているような話も聞きますけれど  
も。だから、意識の高いところが頑張ったって、  
条例化が追いつかないリスクがある。

だから、ぜひ、これもスピード感を持って林野  
庁から発出をしていただきたいというふうにお願  
いしたいと思うんです。今の配つている資料の6と  
7で見ていただきたいんですが、これは、スキー  
場は六割以上の森を残せ、ゴルフ場は五割以上  
の森を残せと。ここにメガソーラーはというふう  
に項目を入れるんですよ。それだけのことでよ。  
そういう追加的な規制を行う必要があると私は  
思っております。そして、各都道府県知事に通知  
を出すことを要請したいと思えますが、林野庁、  
いかがですか。

○織田政府参考人 お答えいたします。  
森林法に基づく林地開発許可制度につきまして  
は、保安林以外の民有林において一ヘクタールを  
超える開発行為を行う場合は都道府県知事の許可  
を受けなければならぬというものでございま  
し、森林の公益的機能を確保する観点から、土砂  
の流出、崩壊その他災害を発生させるおそれがな  
いことなど一定の要件を満たす場合には、知事は  
許可をしなくてもいいというものでございま  
す。

先生御指摘のとおり、本制度の許可要件に係る  
具体的な運用基準につきましては、平成初頭のゴ  
ルフ場の開発を始めとしたリゾート開発ブームに  
よる大規模な森林の開発行為の進展を踏まえまし  
て、平成二年に、ゴルフ場やスキー場の造成に係  
る土工量の基準を設ける等の改正を行ったところ  
でございます。ただ、その際は、全国の開発実態  
等を十分に踏まえつつ、学識者等からの意見を聴  
取した上で定めたとでございます。

御指摘の太陽光発電事業に関する数値基準につ  
きましては、開発の態様によっては周辺環境に大  
きな影響を及ぼしかねないものもあり得るとい  
うことから、都道府県を通じて、太陽光発電施設  
の設置を目的とした森林の開発行為に係る詳細につ  
いて、実態把握を行った上で所要の検討に取り組  
んでまいりたいというふうにご考えてございます。

○田嶋委員 遅いんだよね。  
メガソーラーに関しての二ユースですと、兵庫  
県は、今の件に関して、条例を改正したらしいで  
すね。緑地率を引き上げた。要するに、場合に  
よっては、この七ページ目に書いてある工場や事  
業所みたいな扱いになっていっているんですよ、二  
五%、これを条例で引き上げて、メガソーラーを  
つくるには六割以上を残さなきゃいけない。もう  
国を待たせられないから、やっつたんですよ。

いろいろ有識者とか専門家とか、そんなことも  
今やっているでしょう、十分。これだけ全国で  
騒いでいるんだよ。だから、当然今までに十分検  
討して、私としては年内に、年内に発出してほし  
い。どんなに遅くても来年一月、二月、三月に発  
出してほしい。そうしないと、全国でまたどう  
しようもないメガソーラーで破壊されていく自然  
がたっくん出てきますよ。

そんなことは許さない。もつと気合いと覚悟  
を持ってやってください。もう十分調べている  
でしょう、現状も。わかっているじゃないです  
か。我々議員に声が届く前に皆さんのところに  
いっぱい来ているでしょう。それをぜひお願いし  
たいと思います。

それから、もう一つ言わせていただくと、人口  
減少の時代ですよ、今はもう。ゴルフ場だって潰  
れて、その後メガソーラーになったりしています

よぬ。だから、もう余りこいつた基準を、人口ボーナス時代の、右肩上がりの時代の基準のままにして置いておくというの僕は変だと思ふよ。もうちょっと厳しくしてくださいよ、全体として、新しいものなんか、そんなにこれからできないんだから。

言葉として、逆開発という言葉もあるでしょう。今まで開発したものを緑に戻していくという言葉まで今はあるんだから。だから、ぜひ林野庁にはスピード感を持って取り組んでいただきたいと思ひます。

そして、環境省、農水省、ちよつと三つ聞けないんですけれども、申しわけない。ぜひ環境省には、ゾーニングという概念がヨーロッパで広がってきていますね。そして、日本の中でも自治体は、ゾーニングという考え方を取り入れている自治体もあるんですよ。ゾーニングのいいところは、もめるよりうんと手前で、どこの土地をどう使うかということを決めちゃう、先に賢いやり方ですね。その方が住民コンセンサスもつくりやすい。

もういろいろ検討していただいていると思ひますけれども、ぜひ環境省にはその方向で考えていただいて。これから風力発電に力が入るわけでしょう。風力発電だつて、いろいろトラブルが起きますよ。ぜひゾーニングも真剣にやっていた方がいいと思ひます。

私は、大臣、世耕さんも聞いてください、先ほど言ったように、もうメガソーラーといううなことは、いろいろな問題も多いから、環境破壊を伴うもののため。そして、できれば私はソーラーシェアをお勧めしたいと思つています。でも、ソーラーシェアには社会的使命があるよ。耕作放棄地をよみがえらせる。下で一次産業をやるんですよ。

お配りしている資料の8をごらんください。つい今週、千葉県で行われました農林水産就業説明会、私は、こういうところでもソーラーシェア

アの話が出ていないのはまことに残念だと思ひまして、パンフレットを届けさせていただきました。千葉県も農業県です。

次のページ、最後のページ。これは非常にわかりやすいチャートなので、これは利用できると思ひます。ソーラーシェアリングを始めるための手順。

こういったことを、全ての一次産業に関心のある若い人たちにお伝えしていくこと。年収は大丈夫かな、不安定だな、家族を養えるかな、そう思つている人たちに、大丈夫、エネルギーも地産地消だよ、そうやってやってほしいんですよ。農水省、お願いします。どういふふうにご考えていますか。

○小野(総)政府参考人 お答え申し上げます。ソーラーシェアリングでございますけれども、先ほど言われたように、作物の収入と、それから売電による収入、両方が期待できる手法であるといふふうにご考えております。農水省といたしましては、促進策をことしの五月に公表いたしました。一時転用許可につきましてはその期間を延長するかどうか、あるいは農政局に相談窓口をつくるどうか、そういった促進策に取り組んでいるところでございます。

○田嶋委員 何か全然力強さがないですね。やる気があるかどうかわかりません。ぜひこれを柱に置いてやってくださいよ。一次産業、厳しいんですよ。耕作放棄地、どんどんふえているんですよ。若い人たちがやる気になりませんよ、これを知れば。情報がまだ行き渡っていないから。だから、私、千葉県でも資料を配らせていただいたけれども、これはセットでやればいいんですよ、農とエネルギーをセットで。ぜひこれは力を入れてやってください。齋藤大臣のときにも、三年から十年に規制を緩和したでしょう。だからファイナンスがつきやすいんですよ。今は、全然違いますから、環境が。

最後に、大臣、お待たせしました。もう一個、ちよつと

これは前振りになりますけれども、将来に向かつて心配な大量廃棄の話ですね、大量廃棄。これは、やはり悪いやつが出てきますよ、山がぐわつと崩れて、ほつたらかして逃げるという。それをどうやってとめるのか。投資させるときに5%はそういうために金をちゃんと積み立てさせるとかそういうやり方も聞いていますけれども、どのようか、最後に、世耕大臣からお願いいたします。

○赤羽委員長 申合せの時間が経過しております。簡潔に御答弁、よろしくお願いいたします。○世耕國務大臣 今御指摘のとおり、FIT価格の中にはこの廃棄費用は入つていないんですが、必ずしもちゃんと積み立てられていない可能性が高いわけでありまして、まず、今当面でできることとして、計画策定時に処分費用ですとか積立額を記載するというごことを求めています。

一方、太陽光発電事業者には、廃棄時に必要な費用を確実に積み立てさせておくことを担保することが必要でありまして、そのためどういふ施策をとるべきかということをご検討を進めていまして、十一月の審議会では、資金を確実に確保するため、原則として外部積立てを求めるといふようなことも今検討中でありまして、あるいは、源泉徴収的に積立てを行うところも、今方向性をまとめて、できるだけ早く結論を得たいと思つております。

○田嶋委員 いい事業者もたくさんいますけれども、こういうのはやはり性悪説に立つて、逃げて消えちゃう人が必ず出てくるから、よろしくお願ひします。○赤羽委員長 次に、谷畑孝さん。○谷畑委員 日本維新の会の谷畑でございます。私、非常に印象に残っておりますのは、大学三年、二十二歳ぐらいでしたか、千里山で万国博覧会というのが開会されて、私も友達を誘つて見学に行きました。まず広大な敷地、いろいろなパビリオン、そして人がたくさん並んでいる。これは

待つておれぬなということで、一番人が並んでいないところを探して見学をしたと思ひます。その万博が二〇二五年にもう一度大阪にやってくるということで、私も、本心に心より、やっただとうれしく思つております。私も頑張つて万博をしつかりと見学をしたい、こう思つております。それから、相当時間もたつておりますから、いろいろな技術も多く発展しておるんだな、そう思つております。

そこで、少し振り返つて、この万博の誘致の経過について振り返つてみますと、二〇一四年九月に大阪府の松井知事が万博誘致を表明をしたわけでありまして。二〇一六年十一月に大阪府が経産大臣に基本構想を手渡ししてから、議連、有識者、政府、経済界などいろいろな分野で連絡会議や誘致委員会がつかられ、招致の熱がじわじわと広がつていきました。二〇一七年四月の閣議了解を得て、博覧会事務局に立候補をし、その後、誘致活動が本格化したわけですね。

最初のうちは誰もが半信半疑、私ども、ほんまかいなと半信半疑だつたと思ひます。しかし、こうして七年の後の二〇二五年には大阪万博が実現するということになつたわけですから、これほどうれしいことはありせん。

そこで、大臣にお伺ひいたします。報道によれば、世耕大臣も得票の見込みははっきり言つてほとんど持てなかつたとの心情であつたとお聞きしております。開催国決定に至るまでの経緯についてどのようにお考えでしょうか。聞くとところによりまして、札幌市も二〇三〇年冬季オリンピック・パラリンピック招致の意向を示しておると伺つております。今回の成功事例を札幌冬季オリパラ招致に生かすこともあるでしょう。ノウハウなどないとは思ひますが、今回の大阪万博招致活動を振り返つて、まず大臣の所感をお聞かせいたします。

○世耕國務大臣 一九七〇年の大阪万博は、私は小学校二年生でありました。関西の子供でしたから、私も何回も、七回行ったんですけれども、ア